

半 期 報 告 書

(第 1 期中) 自 平成19年 4 月 2 日
至 平成19年 9 月30日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

(501104)

第1期中(自平成19年4月2日 至平成19年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

目 次

	頁
第1期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	25
3 【対処すべき課題】	25
4 【経営上の重要な契約等】	25
5 【研究開発活動】	25
第3 【設備の状況】	26
1 【主要な設備の状況】	26
2 【設備の新設、除却等の計画】	27
第4 【提出会社の状況】	28
1 【株式等の状況】	28
2 【株価の推移】	35
3 【役員の状況】	36
第5 【経理の状況】	40
1 【中間連結財務諸表等】	41
2 【中間財務諸表等】	70
第6 【提出会社の参考情報】	77
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	78
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月20日

【中間会計期間】 第1期中(自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

【英訳名】 Fukuoka Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼社長 谷 正 明

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神二丁目13番1号

【電話番号】 (092)723局2502番

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 吉 田 泰 彦

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区天神二丁目13番1号
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ

【電話番号】 (092)723局2502番

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 吉 田 泰 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等

		平成19年度中間連結会計期間	
		(自 平成19年 4月 2日 至 平成19年 9月 30日)	
連結経常収益	百万円		123,386
連結経常利益	百万円		25,449
連結中間純利益	百万円		12,709
連結純資産額	百万円		602,189
連結総資産額	百万円		11,349,829
1株当たり純資産額	円		626.04
1株当たり中間純利益	円		16.58
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円		—
自己資本比率	%		4.80
連結自己資本比率 (第二基準)	%		8.39
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円		△272,509
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円		99,321
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円		96,486
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円		149,773
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人		7,929 [2,367]

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、期末日において潜在株式がないので記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準を採用しております。
- 6 平均臨時従業員数は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。
- 7 当社は平成19年4月2日設立のため、平成18年度以前の経営指標等については記載しておりません。

(2) 当社の当中間会計期間に係る主要な経営指標等

回次		第1期中	
決算年月		平成19年9月	
営業収益	百万円	36,449	
経常利益	百万円	34,924	
中間純利益	百万円	34,948	
資本金	百万円	124,799	
発行済株式総数	千株	普通株式	859,761
		第一種優先株式	18,742
純資産額	百万円	495,413	
総資産額	百万円	616,071	
1株当たり純資産額	円	565.25	
1株当たり中間純利益	円	45.03	
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	
1株当たり中間配当額	円	普通株式	4.50
		第一種優先株式	7.00
自己資本比率	%	80.41	
従業員数	人	77	

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり中間純利益は、期末日において潜在株式がないので記載しておりません。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 当社は平成19年4月2日設立のため、平成19年3月期以前の経営指標等については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社29社及び持分法適用関連会社3社で構成され、銀行業務を中心に保証業務、事業再生支援・債権管理回収業務、銀行事務代行業務、証券業務等の金融サービスを提供しております。

当社グループの事業にかかわる位置付けは次のとおりであります。

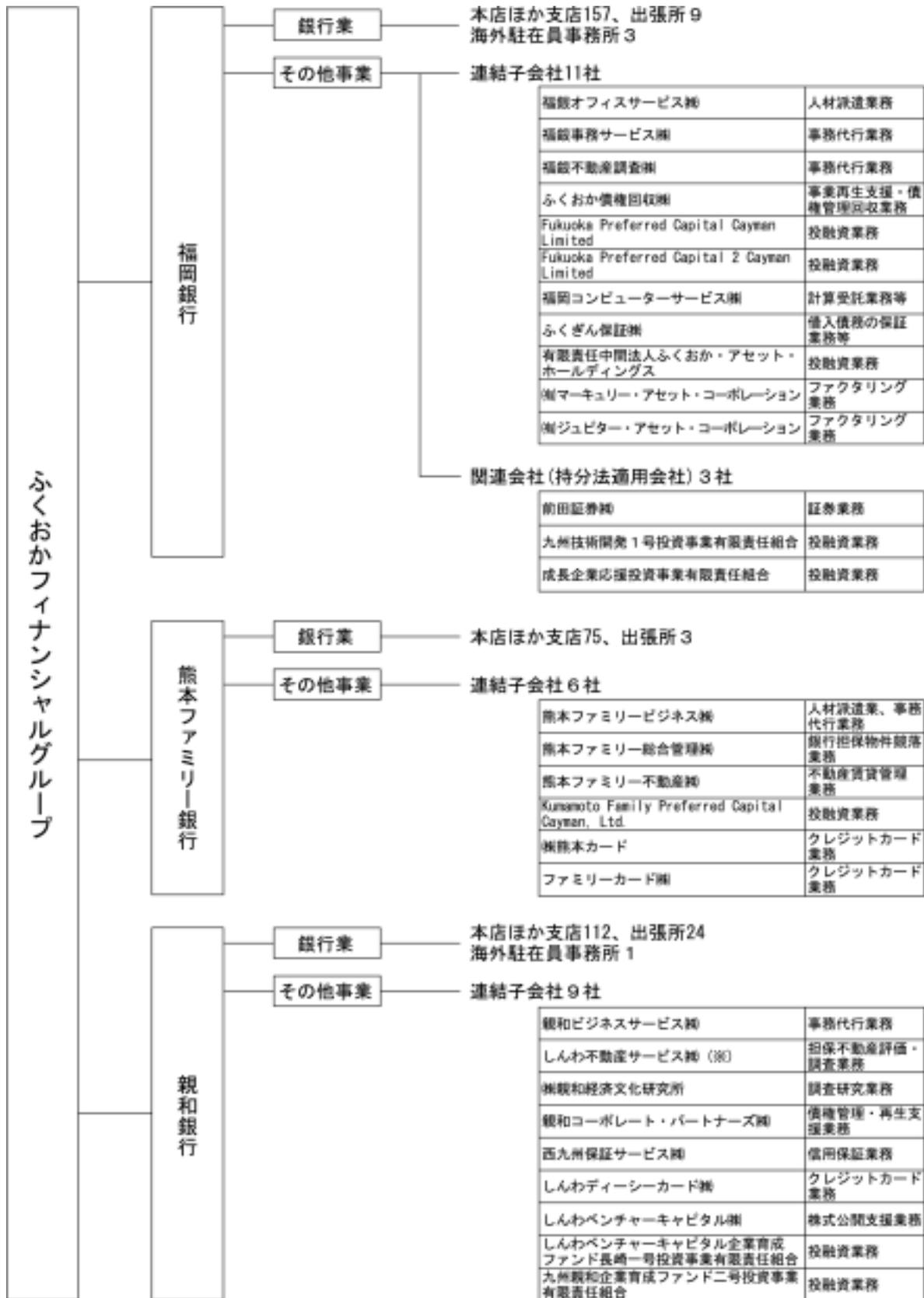
(銀行業)

福岡銀行、熊本ファミリー銀行及び親和銀行において、本店のほか支店等により運営されており、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。

(その他)

連結子会社26社及び関連会社3社により、保証業務、事業再生支援・債権管理回収業務、銀行事務代行業務等を行っております。

以上述べた事項を事業系統図に示すと次のとおりであります。(平成19年9月30日現在)



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間に係る関係会社の状況は次のとおりであります。（平成19年9月30日現在）

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員 の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
株式会社 福岡銀行	福岡市 中央区	82,329	銀行業	100	10 (10)	—	金銭貸借預 金取引	当社へ建 物の一部 賃貸	—
株式会社 熊本ファミリー 銀行	熊本市	8,730	銀行業	100	3 (3)	—	—	—	—
株式会社 親和銀行	佐世保市	87,531	銀行業	100	1	—	—	—	—
福銀オフィスサー ビス株式会社	福岡市 中央区	100	人材派遣業	100 (100)	2	—	—	—	—
福銀事務サービ ス株式会社	福岡市 早良区	100	事務代行業	100 (100)	1	—	—	—	—
福銀不動産調査株 式会社	福岡市 東区	30	事務代行業	100 (100)	2	—	—	—	—
ふくおか債権回収 株式会社	福岡市 中央区	500	債権管理 回収業	100 (100)	1	—	—	—	—
Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited	英国領西イ ンド諸島グ ランドケイ マン	30,700	投融資業	100 (100)	2	—	—	—	—
Fukuoka Preferred Capital 2 Cayman Limited	英国領西イ ンド諸島グ ランドケイ マン	20,500	投融資業	100 (100)	2	—	—	—	—
福岡コンピュー ターサービス株 式会社	福岡市 博多区	50	計算受託業	85 (85)	2	—	—	—	—
ふくぎん保証 株式会社	福岡市 西区	30	借入債務の 保証業	45 (45)	2	—	—	—	—
有限責任中間法人 ふくおか・アセ ット・ホール ディングス	福岡市 中央区	25	投融資業	—	—	—	—	—	—
有限会社マー キュリー・ア セット・コー ポレーション	福岡市 中央区	6	ファクタ リング業	—	—	—	—	—	—
有限会社ジュ ピター・ア セット・コー ポレーション	福岡市 中央区	3	ファクタ リング業	—	—	—	—	—	—
熊本ファミリー ビジネス株 式会社	熊本市	40	人材派遣業 銀行事務代 行業	100 (100)	—	—	—	—	—
熊本ファミリー 総合管理株 式会社	熊本市	200	銀行担保物 権競落業務	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
熊本ファミリー 不動産株 式会社	熊本市	70	店舗用不動 産の取得賃 貸管理業	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited	英国領西イ ンド諸島グ ランドケイ マン	25,500	投融資業務	100 (100)	—	—	—	—	—
株式会社熊本 カード	熊本市	30	クレジット カード業務	40 (40)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員 の兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
ファミリーカード株式会社	熊本市	37	クレジット カード業	96 (96)	—	—	—	—	—
親和ビジネスサービス株式会社	佐世保市	10	事務代行業 務	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
しんわ不動産サービス株式会社	佐世保市	10	担保不動産 評価・調査 業務	100 (100)	—	—	—	—	—
株式会社親和経済文化研究所	佐世保市	10	調査研究業 務	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
親和コーポレート・パートナーズ株式会社	佐世保市	100	債権管理・ 再生支援事 業	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
西九州保証サービス株式会社	佐世保市	100	信用保証業 務	100 (100)	1 (1)	—	—	—	—
しんわディーシーカード株式会社	佐世保市	30	クレジット カード業務	90 (90)	1 (1)	—	—	—	—
しんわベンチャーキャピタル株式会社	佐世保市	37	株式公開支 援業務	90 (90)	1 (1)	—	—	—	—
しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合	佐世保市	200	投融資業	—	—	—	—	—	—
九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合	佐世保市	500	投融資業	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) 前田証券株式会社	福岡市 中央区	2,198	証券業	29 (29)	2 (2)	—	—	—	—
九州技術開発第1号投資事業有限責任組合	福岡市 早良区	1,000	投融資業	—	—	—	—	—	—
成長企業応援投資事業有限責任組合	東京都 港区	1,000	投融資業	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、株式会社福岡銀行、株式会社親和銀行、Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited、Fukuoka Preferred Capital 2 Cayman Limited、Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limitedの5社であります。
- 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社福岡銀行、株式会社熊本ファミリー銀行及び株式会社親和銀行であります。
- 3 「議決権の所有割合」欄の()内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
- 4 「当社との関係内容」の「役員兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
- 5 株式会社親和銀行の議決権の所有割合は、平成19年9月30日現在では59.97%であります。平成19年10月1日に100%子会社としておりますので、上記表上は100%子会社として記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	6,872 [1,322]	1,057 [1,045]	7,929 [2,367]

- (注) 1 従業員数は嘱託及び臨時従業員2,362人(銀行業1,318人、その他1,044人)を含んでおりません。
- 2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 臨時従業員は、銀行業の所定労働時間に換算し算出しております。

(2) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	77
---------	----

- (注) 1 当社従業員は主に、株式会社福岡銀行、株式会社熊本ファミリー銀行からの出向者であります。
- 2 当社には労働組合はありません。また、当社グループには、福岡銀行従業員組合（組合員数3,490人）、熊本ファミリー銀行従業員組合（組合員数821人）及び親和銀行従業員組合（組合員数1,491人）が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

経営方針等

(1) 経営の基本方針

グループ経営理念

ふくおかフィナンシャルグループ（以下F F G）は親和銀行を傘下に加え、福岡銀行、熊本ファミリー銀行、親和銀行の3つの地域金融機関を中核とする広域展開型地域金融グループとなりました。

当社グループは、以下の経営理念を基本として、金融サービスの向上を通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。

ふくおかフィナンシャルグループ経営理念

ふくおかフィナンシャルグループは、
高い感受性と失敗を恐れぬ行動力を持ち、

未来志向で高品質を追求し、

人々の最良な選択を後押しする、

すべてのステークホルダーに対し、価値創造を提供する金融グループを目指します。

グループブランド

F F G各社は、グループ経営理念を共通の価値観として行動し、お客さま、地域社会、株主の皆様、そして従業員にとって真に価値ある存在であり続けるための約束として、『コアバリュー』を表明し、ブランドスローガン『あなたのいちばんに。』を展開していきます。

□ ブランドスローガン

「あなたのいちばんに。」

□ コアバリュー（ブランドスローガンに込められたお客さまへの約束）

- ・ いちばん身近な銀行
お客さまの声に親身に心から耳を傾け、対話し、共に歩みます。
- ・ いちばん頼れる銀行
豊富な知識と情報を活かし、お客様一人ひとりに最も適したサービスを提供します。
- ・ いちばん先を行く銀行
金融サービスのプロ集団として、すべての人の期待を超える提案を続けます。

(2) 中長期的な経営戦略

ＦＦＧは、高度で良質な金融商品・サービスを提供するとともに、顧客基盤を拡大し、地域社会への貢献、企業価値の持続的成長を実現することで、規模に相応しい内容を備えた「国内トップクラスの地域金融グループ」を目指してまいります。また、今回刷新いたしました中期経営計画に基づき、新たな広域展開型地域金融グループとして、グループ全体の経営戦略を展開し、広範なネットワークによる充実したサービスを提供していくとともに、経営資源を有効に活用したビジネスモデルの共有により、経営統合によるグループシナジー（相乗）効果を早期に実現してまいります。

19年10月からスタートさせた「第二次中期経営計画」は、営業戦略、リスクマネジメント戦略、事務戦略、ＩＴ戦略、人材戦略およびクオリティ戦略の6つの戦略で構成し、なかでもクオリティ戦略は全戦略の根幹に位置づけます。

営業戦略

営業の基本戦略は、ＦＦＧの統一されたブランドを基本に、共通した高品質の金融サービスを提供していくことにあります。持株会社であるＦＦＧにおいてマーケティング・商品開発を一元的に行う体制を整え、傘下3行の充実したネットワークを活用しながら「広域戦略」を展開し、顧客基盤を拡大してまいります。

リスクマネジメント戦略

リスク管理水準を高度化させ、様々なリスクを統一的な目線で統合的に管理するグループリスク管理態勢を構築します。また、親和銀行においては、ＦＦＧが持つ不良債権処理ノウハウを活用することで「不良債権との訣別」を実現してまいります。

事務戦略

福岡銀行、熊本ファミリー銀行および親和銀行の3行の事務規定・処理体制を共通化し、グループで事務効率化を実現させてまいります。また、本部集中事務を集約化し、事務品質の向上と事務リスクの極小化の同時実現を図り、お客さまの満足度向上に繋げてまいります。

ＩＴ戦略

ＩＴ戦略では、第二次中計期間中に3行のシステムを統合し、競争力あるＩＴ基盤を構築します。これにより、営業戦略・リスク管理手法・事務処理等のビジネスモデルをグループで共有し、ＦＦＧとして商品・サービスを迅速に提供できる体制を整備するとともに、効率的な経営資源の活用を図ります。

人材戦略

全ての戦略の基になるのは“人材”であり、ＦＦＧでは“人”を最も重要な資本財として位置づけ、長期的視野にたつて職業観と倫理観を併せ持った金融プロフェッショナルの育成に取り組んでまいります。また、グループ人員の戦略的配置を行い、営業戦略強化を図ってまいります。

クオリティ戦略

3行で共有するグループ経営理念の下、ＦＦＧの全従業員一人ひとりが、ブランドスローガンである『あなたのいちばんに。』を実践し、ＣＳ（顧客満足度）の向上に取り組んでまいります。コンプライアンス（法令遵守）については、引き続き経営の最重要課題と位置づけ、態勢の一層の強化を図るとともに、地域社会の一員としてＣＳＲ（企業の社会的責任）への取組みも強化してまいります。

業績

当中間期の我が国経済は、緩やかな回復基調で推移しました。企業業績は輸出や設備投資の増加により好調に推移しました。また雇用情勢についても改善が見られ、個人消費は概ね底堅く推移しました。

金融面では、短期金利は、本年2月の追加利上げ以降概ね安定して推移しました。長期金利は、国内景気回復の影響から上昇基調にありましたが、米国サブプライム住宅ローン問題に端を發した国際金融市場の影響から、一時1.5%台まで下落、その後1.6%台後半で落ち着きました。日経平均株価についても同様に、一時15千円台まで下落、その後16千円台まで値を戻しました。

このような金融経済環境の下、当社グループは高度で良質な金融商品・サービスの提供を通じ、業績の一層の伸展と地域社会への貢献に努めてまいりました。

当中間連結会計期間の当社グループの業績につきましては、連結経常収益は貸出金利息等資金運用収益及び役務取引等収益の拡大に努めた結果、1,233億8千6百万円となりました。連結経常費用は、預金利息や営業経費の増加等を主因に979億3千6百万円を計上し、その結果連結経常利益は254億4千9百万円、連結中間純利益は127億9百万円となりました。

主要勘定残高につきましては、預金は9兆7,838億円となりました。貸出金は地元企業を中心とした新規取引の開拓や総合取引の拡大に努め、また個人のお客さまの住宅ローンをはじめとしたニーズにも積極的にお応えいたしました結果、7兆8,480億円となりました。有価証券は安全性と収益性の両面に留意して投資の多様化を図りました結果、期末残高は2兆5,424億円となりました。

なお、業務純益から一般貸倒引当金繰入額と国債等債券損益を控除したコア業務純益は、345億3千8百万円となりました。

キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは2,725億9百万円のマイナスとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入等により993億2千1百万円のプラス、また財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入及び株式の発行等による収入により964億8千6百万円のプラスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、1,497億7千3百万円となりました。

(注) 平成19年4月2日設立のため、前年同期比は記載しておりません。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は664億9千9百万円、役務取引等収支は133億5千7百万円、特定取引収支は3億2千9百万円、その他業務収支は14億9千3百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	63,924	2,575		66,499
うち資金運用収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	76,684	12,678	882	88,481
うち資金調達費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	12,759	10,103	882	21,981
役務取引等収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	13,185	171		13,357
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	19,309	265		19,574
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	6,124	93		6,217
特定取引収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	329			329
うち特定取引収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	330			330
うち特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0
その他業務収支	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	615	877		1,493
うちその他業務収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	6,392	1,344		7,736
うちその他業務費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	5,776	466		6,243

(注) 1 「国内」・「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」・「国際業務部門」で区分しております。「国内業務部門」は、当社の円建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の円建取引及び国内に本店を有する銀行業以外の子会社の取引であります。「国際業務部門」は、当社の外貨建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

資金運用勘定は、平均残高が8兆7,437億1千7百万円となりました。利息は884億8千1百万円、利回りは2.01%となりました。

資金調達勘定は、平均残高が8兆5,261億2千9百万円となりました。利息は219億8千1百万円、利回りは0.51%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	8,501,670	76,684	1.79
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	6,270,992	67,073	2.13
うち有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,563,179	7,882	1.00
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	62,439	162	0.51
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	3,246	3	0.19
資金調達勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	8,338,235	12,759	0.30
うち預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	7,723,681	9,181	0.23
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	365,485	921	0.50
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	48,127	125	0.51
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	3,737	12	0.65
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	74,256	459	1.23

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、銀行業以外の一部の国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用してあります。

2 「国内業務部門」は、当社の円建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の円建取引及び国内に本店を有する銀行業以外の子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めてあります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間61,991百万円)を控除して表示してあります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	736,173	12,678	3.43
うち貸出金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	32,465	287	1.76
うち有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	512,470	10,665	4.15
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	9,130	238	5.20
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	176,223	645	0.73
資金調達勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	682,020	10,103	2.95
うち預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	44,426	826	3.71
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	13,108	343	5.21
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	97,546	2,313	4.73
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、銀行業以外の一部の国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用しております。
- 2 「国際業務部門」は、当社の外貨建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めておりません。
- 3 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末のTT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	9,237,843	494,126	8,743,717	89,363	882	88,481	2.01
うち貸出金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	6,303,457		6,303,457	67,360		67,360	2.13
うち有価証券	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	2,075,649		2,075,649	18,548		18,548	1.78
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	71,569		71,569	400		400	1.11
うち預け金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	179,469		179,469	648		648	0.72
資金調達勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	9,020,255	494,126	8,526,129	22,863	882	21,981	0.51
うち預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	7,768,108		7,768,108	10,008		10,008	0.25
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	365,485		365,485	921		921	0.50
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	61,235		61,235	468		468	1.52
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	101,283		101,283	2,325		2,325	4.57
うち借入金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	74,256		74,256	459		459	1.23

(注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(当中間連結会計期間61,991百万円)を控除して表示しております。

2 「相殺消去額」は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息であります。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役員取引の状況

役員取引等収益は、195億7千4百万円となりました。

役員取引等費用は、62億1千7百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	19,309	265		19,574
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	6,607			6,607
うち為替業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	6,104	189		6,293
うち証券関連業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	3,552			3,552
うち代理業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,866			1,866
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,008			1,008
うち保証業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	170	75		246
役員取引等費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	6,124	93		6,217
うち為替業務	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	1,994	28		2,023

(注) 「国内業務部門」は、当社の円建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の円建取引及び国内に本店を有する銀行業以外の子会社の取引であります。「国際業務部門」は当社の外貨建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は3億3千万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	330			330
うち商品 有価証券収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	325			325
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	5			5
特定取引費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0

(注) 1 「国内業務部門」は、当社の円建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の円建取引及び国内に本店を有する銀行業以外の子会社の取引であります。「国際業務部門」は当社の外貨建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 内訳科目は、それぞれ収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、上回った純額を計上しております。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産は65億8千3百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	6,583			6,583
うち商品有価証券	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	2,584			2,584
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	3,999			3,999
特定取引負債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間	0			0

(注) 「国内業務部門」は、当社の円建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の円建取引及び国内に本店を有する銀行業以外の子会社の取引であります。「国際業務部門」は当社の外貨建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(5) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	9,733,654	50,239	9,783,894
うち流動性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	5,289,251		5,289,251
うち定期性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	4,350,015		4,350,015
うちその他	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	94,388	50,239	144,628
譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	359,231		359,231
総合計	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	10,092,886	50,239	10,143,126

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 「国内業務部門」は、当社の円建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の円建取引及び国内に本店を有する銀行業以外の子会社の取引であります。「国際業務部門」は当社の外貨建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の外貨建取引及び海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高、構成比)

業種別	平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	7,847,839	100.00
製造業	688,007	8.77
農業	12,222	0.16
林業	683	0.01
漁業	21,377	0.27
鉱業	11,310	0.14
建設業	343,348	4.37
電気・ガス・熱供給・水道業	58,729	0.75
情報通信業	43,998	0.56
運輸業	276,097	3.52
卸売・小売業	1,073,997	13.69
金融・保険業	420,108	5.35
不動産業	1,077,681	13.73
各種サービス業	1,171,300	14.93
地方公共団体	505,588	6.44
その他	2,143,386	27.31
海外 (特別国際金融取引勘定分)	258	100.00
政府等	258	100.00
合計	7,848,097	

(注) 「国内」とは、当社、銀行業を営む連結子会社(特別国際金融取引勘定分を除く)及び国内に本店を有する銀行業以外の連結子会社であります。「海外」とは、特別国際金融取引勘定分であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成19年9月30日	インドネシア	258
	合計	258
	(資産の総額に対する割合(%))	(0.00)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,050,597		1,050,597
地方債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	67,258		67,258
社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	614,630		614,630
株式	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	196,600		196,600
その他の証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	59,937	553,385	613,323
合計	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	1,989,024	553,385	2,542,410

(注) 1 「国内業務部門」は、当社の円建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の円建取引及び国内に本店を有する銀行業以外の子会社の取引であります。「国際業務部門」は当社の外貨建取引、銀行業を営む連結子会社の国内店の外貨建取引並びに海外子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、当社は第二基準(国内基準)を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成19年9月30日
		金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	124,799
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	104,699
	利益剰余金	240,900
	自己株式(△)	2,341
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	4,752
	その他有価証券の評価差損(△)	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	56,603
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	50,000
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	181,920
	企業結合等により計上される無形固定資産 相当額(△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	5,952
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕 計(上記各項目の合計額)	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—
	計 (A)	332,036
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注 1)	50,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	35,826
	一般貸倒引当金	114,038
	負債性資本調達手段等	190,240
	うち永久劣後債務(注 2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付 優先株(注 3)	190,240
	計	340,105
	うち自己資本への算入額 (B)	244,287
控除項目	控除項目(注 4) (C)	6,126
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	570,197
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	6,167,237
	オフ・バランス取引等項目	199,683
	信用リスク・アセットの額 (E)	6,366,921
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	423,904
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	33,912
	計 ((E) + (F)) (H)	6,790,825
連結自己資本比率(第二基準) = (D) / (H) × 100 (%)		8.39
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (H) × 100 (%)		4.88

- (注) 1 告示第17条第2項(旧告示第13条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第18条第1項第3号(旧告示第14条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第18条第1項第4号及び第5号(旧告示第14条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第20条第1項第1号から第6号(旧告示第15条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第15条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率（第二基準）における自己資本の基本的項目（Tier1）に算入しております海外特別目的会社2社の発行する優先出資証券の概要は次のとおりであります。

発行体	Fukuoka Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし平成26年1月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行なうことで、本優先出資証券の全額又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	年3.14%（平成29年1月まで固定） 平成29年1月以降は変動金利
発行総額	300億円（1口あたり10,000,000円）
払込日	平成18年8月18日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日（該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。）。 但し、初回の配当支払日は平成19年1月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行なうことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日ではなく、当該配当支払日の5営業日以前に、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行なわないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が「清算期間」中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行なうことを要する（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする。）但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、（1）支払不能証明書が交付されていないこと、（2）分配制限に服すること、（3）当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、（4）当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

発行体	Fukuoka Preferred Capital 2 Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし平成26年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、20日以上60日以下の事前の通知を行なうことで、本優先出資証券の全部又は一部を現金償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当率	年2.82%（平成29年7月まで固定） 平成29年7月以降は変動金利
発行総額	200億円（1口あたり10,000,000円）
払込日	平成19年3月15日
配当支払の内容	毎年1月25日及び7月25日（該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。）。 但し、初回の配当支払日は平成19年7月25日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする銀行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、銀行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行なうことを禁止する旨の監督期間配当指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日ではなく、当該配当支払日の5営業日以前に、銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行なわないよう求める配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が「清算期間」中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は監督期間配当指示若しくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、銀行が銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行なうことを要する（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする。）但し、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施されるが、（1）支払不能証明書が交付されていないこと、（2）分配制限に服すること、（3）当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること、かつ、（4）当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと、を条件とする。
残余財産分配請求額	1口あたり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社福岡銀行、株式会社熊本ファミリー銀行及び株式会社親和銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社福岡銀行の資産の査定額(部分直接償却前)

債権の区分	平成19年9月30日	
	金額(百万円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		34,509
危険債権		42,739
要管理債権		45,858
正常債権		5,572,599

株式会社熊本ファミリー銀行の資産の査定額(部分直接償却後)

債権の区分	平成19年9月30日	
	金額(百万円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		9,939
危険債権		18,237
要管理債権		21,941
正常債権		921,888

株式会社親和銀行の資産の査定額(部分直接償却後)

債権の区分	平成19年9月30日	
	金額(百万円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		33,177
危険債権		144,453
要管理債権		94,526
正常債権		1,193,059

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

わが国経済は、米国サブプライム住宅ローン問題や国際金融資本市場の動向等、不確実な要因はあるものの、好調な企業部門から家計部門への波及が緩やかに続き、生産・所得・支出の好循環メカニズムの維持による息の長い回復が続くと予想されます。

こうしたなか、金融界においては、顧客ニーズの多様化や金融サービスの融合化の進展により、「預貯金」中心の金融資産が「投資」にシフトする流れが加速し、より高度で良質な金融商品・サービスの提供が求められています。また、ゆうちょ銀行の誕生や規制緩和による異業種の参入等により業態を越えた競争も顕在化しています。加えて平成19年9月には金融商品取引法が施行され、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上が図られるなど、金融機関には顧客保護態勢や内部統制の一層の強化が求められている状況にあります。

このような状況下、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下F F G）は平成19年10月1日に親和銀行を完全子会社化し、広域展開型の地域金融グループとして新たなステージに移行するとともに、同時に中期経営計画を刷新し、『第二次中期経営計画』をスタートさせました。

この中期経営計画において、F F Gは3つのブランド（福岡銀行、熊本ファミリー銀行、親和銀行）による営業戦略と、一元化されたリスク管理・内部管理体制を構築するとともに、経営統合におけるシナジー効果を早期に実現してまいります。また、グループ経営理念の浸透、F F Gブランドの戦略展開により、グループ求心力・一体感を高め、常に変革・進化へチャレンジしていく企業カルチャーを創り上げ、お客さま、地域社会、株主の皆さま、従業員等といった各ステークホルダーに価値創造を提供する地域金融グループとして、企業価値の持続的な成長の実現に向けて、役職員一同努力してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間末における主要な設備の状況は次のとおりです。

平成19年9月30日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	合計	従業員 数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
連結 子会社	株式会社 福岡銀行	本店	福岡市 中央区	店舗	4,142	17,281	1,630	385	19,297	809
		天神町支店 他51ヶ店	福岡市 内地区	店舗	39,132 (1,769)	17,445	3,118	559	21,123	1,000
		北九州営業 部他23ヶ店	北九州 市内地区	店舗	20,365 (1,300)	9,038	1,341	251	10,631	497
		久留米営業 部他8ヶ店	久留米 市内地区	店舗	7,795 (231)	2,203	511	45	2,759	168
		飯塚支店他 63ヶ店	福岡県 内その他 地区	店舗	62,069 (3,236)	8,852	2,775	395	12,022	1,062
		福岡県 計			133,506 (6,537)	54,820	9,376	1,637	65,835	3,536
		県外支店(九 州地区)(佐 賀支店他11 ヶ店)	佐賀県 他	店舗	9,743	6,890	447	66	7,404	72
		県外支店(そ の他)(東京 支店他4ヶ 店)	東京都 他	店舗	1,938	9,340	816	62	10,219	186
		コンピュー ター センター	福岡市 博多区	コンピュー ターセンタ ー	2,017	6,623	865	85	7,573	10
		事務 センター	福岡市 早良区	事務セ ンター	2,850	1,469	2,287	61	3,817	—
		社宅・寮	—	社宅・ 寮	70,390	14,647	3,661	11	18,320	—
		その他	—	その他	62,321 (81)	8,359	6,495	308	15,162	—
		福岡銀行 計	—	—	282,768 (6,619)	102,151	23,949	2,232	128,334	3,804
	株式会社 熊本 ファミリ ー銀行	本店 他34か店	熊本県 熊本市	店舗	34,323 (10,496)	3,590	1,483	608	5,682	564
		八代支店 他32か店	熊本県 内その他 地区	店舗	32,939 (10,445)	1,428	1,263	384	3,077	340
		熊本県内計			67,262 (20,941)	5,019	2,747	993	8,760	904
		熊本県外支 店(福岡営業 部他10か店)	福岡県 他	店舗	6,107 (374)	979	204	71	1,254	111
		事務 センター	熊本県 熊本市	事務セ ンター	1,893	162	86	60	309	80
		社宅・寮	—	社宅・ 寮	24,340 (835)	1,436	346	—	1,782	—
		その他	—	その他	33,551	1,268	12	—	1,281	—
		熊本ファミリ ー銀行 計	—	—	133,156 (22,150)	8,865	3,397	1,125	13,388	1,095

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員 数 (人)
					面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
連結 子会社	株式会社 親和銀行	本店	長崎県 佐世保 市	店舗	4,501	2,207	998	184	3,390	427
		京町支店 他25か店	長崎県 佐世保 市内地 区	店舗	23,564 (215)	2,849	1,017	367	4,234	227
		長崎営業部 他25か店	長崎県 長崎市 内地区	店舗	16,342 (476)	2,713	888	312	3,914	310
		諫早支店 他49か店	長崎県 内その 他地区	店舗	49,553 (4,865)	2,296	1,387	419	4,103	487
		長崎県 計			93,962 (5,557)	10,066	4,292	1,283	15,642	1,451
		長崎県外支 店(九州地 区)(福岡営 業部他29か 店)	福岡県 他	店舗	22,862 (304)	5,968	852	186	7,007	358
		長崎県外支 店(その他) (東京支店他 3か店)	東京都 他	店舗	1,067	137	62	27	227	31
		社宅・寮	—	社宅・寮	162,865 (2,502)	6,963	2,039	10	9,013	—
		飯盛山 研修所	—	研修所	10,116 (10,116)	—	8	0	8	—
		その他	—	その他	33,701	1,454	0	649	2,104	—
親和銀行 計	—	—	324,575 (18,479)	24,591	7,255	2,157	34,003	1,840		

2 【設備の新設、除却等の計画】

当社及び連結子会社の設備投資については、投資効果等を十分に検討したうえで、お客様の利便性向上、営業力強化、業務効率化を図るための機械化投資等を計画しております。

当中間連結会計期間末において計画中である重要な設備の新設、除去等は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	事業の別	設備の 内容	投資予定額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
福岡銀行	新本部 ビル	福岡市 中央区 他	新設(建 替) 改修	銀行業	本部店 舗等	17,000	—	自己資金	—	—
	本店等	—	新設	銀行業	事務機 械	5,800	—	自己資金	—	—

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 事務機械の主なものは平成20年3月までに設置予定です。

(2) 売却

重要な設備の売却については、該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000,000
第一種優先株式	18,878,000
第二種優先株式	40,000,000
計	1,858,878,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月20日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	859,761,868	同 左	東京証券取引所市場第一部 大阪証券取引所市場第一部 福岡証券取引所	—
第一種優先株式	18,742,000	同 左	—	(注)
計	878,503,868	同 左	—	—

(注) 第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 当社は、事業年度の末日である毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、次に定める額を上限として金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において（2）に定める剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

本優先株式1株につき 年14円

② ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が 優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については配当を行うことができるものとする。

(2) 基準日を定めて行う剰余金の配当

当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当を行う場合には、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、(1)①で定める額の2分の1を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 当社の残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、次に定める額を金銭により支払う。

本優先株式 1株につき500円

② 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、(3)①のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金の額（当該優先配当金に係る基準日の属する事業年度において(2)の規定に基づき優先配当金が支払われているときは、当該優先配当金の額を控除した額。以下(4)において同じ。）の剰余金の配当を行う旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、当該議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先株主に対して優先配当金の配当を行う旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(5) 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式についての株式の併合又は分割は行わない。
- ② 当社は、優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式の無償割当て又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(6) 第一種優先株式の取得

- ① 当社は、第一種優先株式について、当社の取締役会が取得日として定める日に当該優先株式1株につき500円で当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。
- ② ①に基づき、優先株式の一部取得をする場合には、抽選により行う。

(7) 優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、(2)の規定による剰余金の配当及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(8) 配当金の除斥期間

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(9) 最初の優先配当金

当社が平成20年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う優先配当金は、(1)の規定にかかわらず、以下のとおりとする。ただし、当社が(2)に定める剰余金の配当を行ったときは、その額をそれぞれ当社の第一種優先株式に係る以下の金額から控除した額とする。

本優先株式 1株につき14円

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月2日(注)1	814,658	814,658	100,000,000	100,000,000	25,000,000	25,000,000
平成19年9月18日(注)2	79,006	893,664	21,066,159	121,066,159	21,066,159	46,066,159
平成19年9月26日(注)3	14,000	907,664	3,732,960	124,799,119	3,732,960	49,799,119
平成19年9月28日(注)4	△29,160	878,503	—	124,799,119	4,866,970	54,666,090

(注) 1 株式会社福岡銀行と株式会社熊本ファミリー銀行の両行が、株式移転により共同で当社を設立したことに伴う新株の発行であります。

2 有償 一般公募増資 79,006千株 発行価額533.28円 資本組入額266.64円

3 有償 第三者割当増資14,000千株 発行価格533.28円 資本組入額266.64円

(割当先：野村證券株式会社)

4 株式会社福岡銀行が発行する第2回劣後特約付無担保転換社債の転換により交付された株式会社福岡銀行の普通株式を当社普通株式に交換したことにより、発行済株式数が10,839千株、資本準備金が4,866,970千円増加しております。

また、同日、株式会社福岡銀行が保有する当社第二種優先株式40,000千株を取得及び消却しております。

(5) 【大株主の状況】

①普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目1-3	39,049	4.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	29,241	3.40
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通二丁目1-82	19,296	2.24
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人：株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MA SSACHUSETTS 02101 U. S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	18,853	2.19
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6 日本生命証券管理部内	18,072	2.10
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1-1	17,719	2.06
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13-1	17,315	2.01
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18-24	17,298	2.01
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3-8	16,529	1.92
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26-1	12,250	1.42
計	—	205,625	23.91

(注) 以下のとおり大量保有報告書及び変更報告書の提出があり、同報告書の写しの送付を受けておりますが、当社としては当中間期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(変更報告書)

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務発生日	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号	平成19年 1月22日	平成19年 1月15日	782	0.11
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号			6,648	0.95
パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ (Barclays Global Investors, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45			2,900	0.41
パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ (Barclays Global Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 フリーモント・ストリート45			5,897	0.84
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド (Barclays Global Investors Ltd)	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1			1,809	0.26
パークレイズ・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッド (Barclays Life Assurance Company Ltd)	英国 ロンドン市 ロイヤル・ミント・コート1 ムーレイハウス			94	0.01
パークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド (Barclays Capital Securities Ltd)	英国 ロンドン市 カナリーワーフ ノース・コルネード5			16,776	2.40
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	東京都千代田区大手町2-2-2			2,750	0.39
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・カナダ・リミテッド (Barclays Global Investors Canada Ltd)	カナダ オンタリオ州 トロント市 ベイ・ストリート161,2500号	5	0.00		
計	—	—	—	37,662	5.38

(注) 1 同報告書提出時の発行者は株式会社福岡銀行であります。平成19年4月2日の株式移転により発行者は当社となりました。

2 変更報告書の写しによると、保有目的は「自己資産の運用目的」等であります。

(大量保有報告書)

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務 発生日	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
J Pモルガン・アセット・マネジメント 株式会社	東京都千代田区丸の内二 丁目7番3号東京ビルデ ィング	平成19年 9月21日	平成19年 9月14日	4,825	0.59
J Pモルガン信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内二 丁目7番3号東京ビルデ ィング			13,568	1.67
ジェー・ピー・モルガン・インベストメ ント・マネージメント・ィンク (J.P.Morgan Investment Management Inc.)	アメリカ合衆国 10167ニ ューヨーク州ニューヨー ク パーク・アベニュー 245			7,350	0.90
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフラ イヤーズ・ィンク (J.P.Morgan Whitefriars Inc.)	(本店) アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク パーク・ アベニュー270 (英国支店) 英国、ロン ドン EC2Y 5AJ ロンドン・ウォール125			2,354	0.29
ジェー・ピー・モルガン・チェース・パ ンク・ナショナル・アソシエイション	(本社) アメリカ合衆国 オハイオ州コロンバス市 ポラリス・パークウェー 1111 (東京支店) 東京都千代 田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング			1,414	0.17
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マ ネジメント (ユークー) リミテッド (JPMorgan Asset Management (UK) Limited)	英国 EC2Y 5AJ ロンドン、ロンドン・ウ ォール125			5,887	0.72
ハイブリッジ・キャピタル・マネジメン ト・エルエルシー (Highbridge Capital Management LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨ ーク州 10019 ニューヨ ーク ウェスト57ストリ ート 9,27階			5,826	0.72
計	—	—	—	41,226	5.06

(注) 大量保有報告書の写しによると、保有目的は「信託銀行業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している」等であります。

(変更報告書)

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務 発生日	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
J Pモルガン信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	平成19年 11月21日	平成19年 11月15日	14,256	1.62
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク (J.P.Morgan Investment Management Inc.)	アメリカ合衆国 10167 ニューヨーク州 ニューヨーク パーク・アベニュー 245			7,489	0.85
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク (J.P.Morgan Whitefriars Inc.)	(本店) アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク パーク・アベニュー270 (英国支店) 英国、ロンドン EC2Y 5AJ ロンドン・ウォール125			1,603	0.18
ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション	(本社) アメリカ合衆国 オハイオ州 コロンバス市 ポラリス・パークウェイ 1111 (東京支店) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング			1,482	0.17
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネージメント (ユークー) リミテッド (JPMorgan Asset Management (UK) Limited)	英国 EC2Y 5AJ ロンドン、ロンドン・ウォール125			5,773	0.66
ハイブリッジ・キャピタル・マネージメント・エルエルシー (Highbridge Capital Management LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート 9,27階			2,009	0.23
計	—	—	—	32,614	3.71

(注) 変更報告書の写しによると、保有目的は「信託銀行業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している」等であります。

②第一種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ドゥ. ヨネザワ	熊本市若葉1丁目2-1	340	1.81
株式会社シテイズ	京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1 アイフル本社ビル4階	300	1.60
司観光開発株式会社	玉名市繁根木131-1	246	1.31
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通2丁目1-82	200	1.06
熊本ヤマハ株式会社	熊本市南高江3丁目2-1	200	1.06
株式会社オカザキ	合志市福原3122-8	180	0.96
南日本ニコス株式会社	熊本市辛島町5番1号	160	0.85
木村電機株式会社	熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間294-20	160	0.85
株式会社熊本日日新聞	熊本市世安町172	160	0.85
株式会社鶴屋百貨店	熊本市手取本町6-1	160	0.85
株式会社城野印刷所	熊本市本山四丁目8-25	160	0.85
株式会社拓洋	熊本市健軍一丁目35-11	160	0.85
計	—	2,426	12.94

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 18,742,000	—	「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 126,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,367,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 850,889,000	850,889	—
単元未満株式	5,379,868	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	878,503,868	—	—
総株主の議決権	—	850,889	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が48千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が48個含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ふくおかフィナン シャルグループ	福岡市中央区天神二丁目13 番1号	126,000	—	126,000	0.01
(相互保有株式) 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13 番1号	26,000	—	26,000	0.00
(相互保有株式) 株式会社親和銀行	佐世保市島瀬町10番12号	3,291,000	—	3,291,000	0.38
(相互保有株式) 前田証券株式会社	福岡市中央区天神二丁目14 番2号	50,000	—	50,000	0.00
計	—	3,493,000	—	3,493,000	0.40

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	982	957	967	873	775	680
最低(円)	846	836	810	744	575	559

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 兼社長 (代表取締役)		谷 正 明	昭和18年1月23日生	昭和41年4月 福岡銀行入行 平成4年1月 同 総合企画部長 平成5年6月 同 取締役総合企画部長 平成7年6月 同 常務取締役 平成11年6月 同 専務取締役 平成12年4月 同 取締役副頭取 平成17年4月 同 取締役頭取 平成18年6月 同 取締役頭取(執行役員兼務) (現職) 平成19年4月 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役会長兼社長(現職)	(注) 3	27
取締役 副社長 (代表取締役)		渋 田 一 典	昭和19年5月26日生	昭和43年4月 福岡銀行入行 平成5年3月 同 融資統括部長 平成7年6月 同 取締役営業統括部長 平成9年6月 同 取締役本店営業部営業本部長 平成11年6月 同 常務取締役 平成13年6月 同 常務取締役福岡地区本部長 平成14年4月 同 常務取締役 平成14年6月 同 専務取締役 平成17年5月 同 取締役副頭取 平成18年6月 同 取締役副頭取(執行役員兼務) (現職) 平成19年4月 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役副社長(現職)	(注) 3	23
取締役		小 幡 修	昭和23年10月21日生	昭和47年4月 福岡銀行入行 平成14年4月 同 営業統括部長 平成14年6月 同 取締役営業統括部長兼国際部 長 平成14年10月 同 取締役営業統括部長 平成15年4月 同 取締役本店営業部長 平成17年4月 同 常務取締役福岡地区本部長 平成18年4月 同 常務取締役 平成18年6月 同 取締役常務執行役員 平成18年11月 同 取締役専務執行役員(現職) 平成19年4月 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職)	(注) 3	21
取締役		柴 戸 隆 成	昭和29年3月13日生	昭和51年4月 福岡銀行入行 平成13年6月 同 総合企画部長 平成15年6月 同 取締役総合企画部長 平成17年4月 同 常務取締役 平成18年6月 同 取締役常務執行役員 平成19年4月 同 取締役専務執行役員(現職) 平成19年4月 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職)	(注) 3	29
取締役		吉 戒 孝	昭和28年12月14日生	昭和52年4月 福岡銀行入行 平成17年4月 同 総合企画部長 平成17年6月 同 取締役総合企画部長 平成18年6月 同 執行役員総合企画部長 平成18年11月 同 常務執行役員 平成18年12月 同 取締役常務執行役員(現職) 平成19年4月 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職)	(注) 3	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
取締役		衛藤 信久	昭和25年4月27日生	昭和48年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成19年6月 平成19年8月	福岡銀行入行 同 監査役室長 同 監査役 同 常任監査役 同 取締役常務執行役員(現職) ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職)	(注) 4	7
取締役		鈴木 元	昭和25年11月30日生	昭和50年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年4月 平成16年10月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成19年8月 平成19年9月	福岡銀行入行 同 営業統括部長 同 取締役営業統括部長 同 取締役北九州営業部長兼北九州営業部コーポレート営業部長 同 取締役北九州営業部長 同 常務取締役北九州本部長 同 取締役常務執行役員北九州本部長 熊本ファミリー銀行取締役専務執行役員 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職) 熊本ファミリー銀行取締役頭取(現職)	(注) 4	9
取締役		岸本 清一	昭和28年5月15日生	昭和51年4月 昭和63年4月 平成元年10月 平成8年4月 平成10年7月 平成14年7月 平成15年6月 平成16年7月 平成17年6月 平成19年4月 平成19年6月	肥後相互銀行入行 同 経営企画室課長 肥後ファミリー銀行経営企画課長 熊本ファミリー銀行本渡支店長 同 総合企画部部長代理 同 総合企画部長兼広報室長 同 執行役員総合企画部長兼広報室長 同 執行役員経営管理部長 同 取締役 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職) 熊本ファミリー銀行 取締役常務執行役員(現職)	(注) 3	4
取締役		中村 一利	昭和22年8月31日生	昭和45年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成11年10月 平成12年7月 平成13年6月 平成15年4月 平成18年4月 平成18年6月 平成18年11月 平成18年12月 平成19年4月 平成19年4月 平成19年9月	福岡銀行入行 同 営業統括部長 同 取締役営業統括部長 同 取締役リテール統括部長 同 取締役営業統括部長 同 取締役本店営業部営業本部長 同 常務取締役北九州本部長 同 専務取締役 同 取締役専務執行役員 熊本ファミリー銀行顧問 同 取締役副頭取 同 取締役頭取 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職) 熊本ファミリー銀行取締役(現職)	(注) 3	16

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役		鬼木 和夫	昭和20年10月20日生	昭和44年4月 福岡銀行入行 平成8年7月 同 公務部長 平成9年6月 同 取締役公務法人部長 平成11年6月 同 常務取締役 平成14年4月 同 常務取締役福岡地区本部長 平成15年4月 同 専務取締役 平成17年5月 同 取締役副頭取 平成18年6月 同 取締役副頭取(執行役員兼務) 平成19年4月 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職) 平成19年7月 親和銀行顧問 平成19年10月 親和銀行取締役頭取(現職)	(注) 3	27
取締役		吉澤 俊介	昭和31年2月8日生	昭和53年4月 親和銀行入行 平成14年4月 同 総合企画部長 平成17年6月 同 本店営業部長 平成18年6月 同 執行役員本店営業部長 平成19年3月 同 執行役員審査部長 平成19年6月 同 常務執行役員総合企画部長 平成19年8月 同 常務執行役員総合企画部長兼 クオリティ統括部長 平成19年8月 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職) 平成19年10月 親和銀行取締役専務執行役員(現 職)	(注) 4	—
取締役		安田 隆二	昭和21年4月28日生	昭和51年7月 モルガン・ギャランティ・トラ ストカンパニー(現J.P.モルガン・ チェース)入社 昭和54年1月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー入社 昭和61年6月 同 パートナー就任 平成8年7月 A.T.カーニーアジア総代表 平成15年6月 (株)ジェイ・ウィル・パートナーズ 取締役会長 平成16年4月 一橋大学大学院 国際企業戦略研 究科教授(現職) 平成18年6月 福岡銀行取締役(現職) 平成19年4月 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職)	(注) 3	20
取締役		高橋 秀明	昭和23年3月22日生	昭和49年8月 米国NCRコーポレーション入社 平成4年3月 日本NCR(株)代表取締役副社長 平成9年12月 米国NCRコーポレーション上級副 社長 平成12年3月 富士ゼロックス(株)代表取締役副社 長 平成18年1月 慶応義塾大学大学院 政策・メデ ィア研究科教授(現職) 平成18年6月 福岡銀行取締役(現職) 平成19年4月 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役(現職)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
常任監査役 (常勤)		林 謙 治	昭和23年12月16日生	昭和46年4月 平成12年10月 平成14年6月 平成15年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成19年4月	福岡銀行入行 同 北九州営業部長 同 取締役北九州営業部長 同 取締役筑豊地区本部長 同 取締役県南地区本部長 同 常任監査役 ふくおかフィナンシャルグループ 常任監査役(現職)	(注) 5	12	
監査役		芦 塚 日出美	昭和14年12月27日生	昭和37年4月 平成9年6月 平成11年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成19年4月 平成19年6月	九州電力(株)入社 同社取締役 同社常務取締役 福岡銀行監査役(現職) 九州電力(株)代表取締役副社長 ふくおかフィナンシャルグループ 監査役(現職) 九州通信ネットワーク(株)代表取締 役社長(現職)	(注) 5	—	
監査役		長 尾 亜 夫	昭和18年6月1日生	昭和41年4月 平成5年6月 平成9年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成15年6月 平成19年4月	西日本鉄道(株)入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役専務取締役 同社代表取締役社長(現職) 福岡銀行監査役(現職) ふくおかフィナンシャルグループ 監査役(現職)	(注) 5	—	
計								202

- (注) 1 取締役のうち、安田隆二及び高橋秀明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役のうち、長尾亜夫及び芦塚日出美は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 当該取締役の任期は、平成19年4月から、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の日までであります。
4 当該取締役の任期は、平成19年8月から、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の日までであります。
5 監査役の任期は、平成19年4月から、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の日までであります。

(参考)

当社は、執行役員制度を導入しております。平成19年12月20日現在の執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）は次のとおりであります。

- 櫻井 文夫 人事統括部長（株式会社福岡銀行 執行役員人事部長兼務）
福田 知 営業企画部長（株式会社福岡銀行 執行役員兼務）
五島 明彦 監査部長（株式会社福岡銀行 執行役員監査部長兼務）
吉田 泰彦 経営企画部長（株式会社福岡銀行 執行役員経営管理部長兼務）

第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

3 監査証明について

当中間連結会計期間(自平成19年4月2日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成19年4月2日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

4 当半期報告書は、作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

なお、当社の中間連結財務諸表において、共同株式移転に関する会計処理に当たっては「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に準拠し、株式会社福岡銀行を取得企業、株式会社熊本ファミリー銀行を被取得企業とするパーチェス法を適用しております。これに伴い、株式会社福岡銀行の前連結会計年度末の連結財務諸表の金額等の計数を当連結会計年度期首の計数として使用しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
現金預け金	8	334,235	2.94
コールローン及び買入手形		103,074	0.91
買入金銭債権		162,678	1.43
特定取引資産		6,583	0.06
金銭の信託	6	3,598	0.03
有価証券	1, 8,15	2,542,410	22.40
貸出金	2, 3,4, 5,6, 7,9	7,848,097	69.15
外国為替	7	6,439	0.06
その他資産	8	100,940	0.89
有形固定資産	10, 11,12	180,037	1.59
無形固定資産		192,452	1.69
繰延税金資産		51,830	0.46
支払承諾見返		88,827	0.78
貸倒引当金	6	271,319	2.39
投資損失引当金		58	0.00
資産の部合計		11,349,829	100.00

		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
預金	8	9,783,894	86.20
譲渡性預金		359,231	3.17
コールマネー及び売渡手形		8,712	0.08
債券貸借取引受入担保金	8	86,210	0.76
特定取引負債		0	0.00
借入金	8, 13	123,338	1.09
外国為替		320	0.00
社債	14	136,673	1.21
その他負債		107,082	0.94
退職給付引当金		17,258	0.15
利息返還損失引当金		1,182	0.01
睡眠預金払戻損失引当金		1,529	0.01
その他の偶発損失引当金		17	0.00
再評価に係る繰延税金負債	10	33,031	0.29
負ののれん		329	0.00
支払承諾		88,827	0.78
負債の部合計		10,747,640	94.69
(純資産の部)			
資本金		124,799	1.10
資本剰余金		104,699	0.92
利益剰余金		240,900	2.13
自己株式		2,341	0.02
株主資本合計		468,058	4.13
その他有価証券評価差額金		31,121	0.27
繰延ヘッジ損益		177	0.00
土地再評価差額金	10	46,583	0.41
評価・換算差額等合計		77,527	0.68
少数株主持分		56,603	0.50
純資産の部合計		602,189	5.31
負債及び純資産の部合計		11,349,829	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		123,386	100.00
資金運用収益		88,481	
(うち貸出金利息)		(67,360)	
(うち有価証券利息配当金)		(18,548)	
役務取引等収益		19,574	
特定取引収益		330	
その他業務収益		7,736	
その他経常収益		7,263	
経常費用		97,936	79.37
資金調達費用		21,981	
(うち預金利息)		(10,008)	
役務取引等費用		6,217	
特定取引費用		0	
その他業務費用		6,243	
営業経費		49,034	
その他経常費用	1	14,459	
経常利益		25,449	20.63
特別利益		59	0.05
固定資産処分益		56	
償却債権取立益		3	
特別損失		750	0.61
固定資産処分損		417	
減損損失		332	
税金等調整前中間純利益		24,759	20.07
法人税、住民税及び事業税		8,548	6.93
法人税等調整額		2,726	2.21
少数株主利益		774	0.63
中間純利益		12,709	10.30

【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	79,890	58,165	231,025	10,758	358,322
中間連結会計期間中の変動額					
株式移転による増減	20,109	43,060		31,781	31,387
新株の発行	24,799	29,666			54,465
剰余金の配当(注)			3,205		3,205
中間純利益			12,709		12,709
自己株式の取得				147	147
自己株式の処分		5,359		11,009	16,369
自己株式の消却		31,551		31,551	
土地再評価差額金の取崩			371		371
連結子会社の増加				2,215	2,215
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	44,908	46,534	9,875	8,416	109,735
平成19年9月30日残高(百万円)	124,799	104,699	240,900	2,341	468,058

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	45,912	77	46,955	92,790	51,393	502,506
中間連結会計期間中の変動額						
株式移転による増減						31,387
新株の発行						54,465
剰余金の配当(注)						3,205
中間純利益						12,709
自己株式の取得						147
自己株式の処分						16,369
自己株式の消却						
土地再評価差額金の取崩						371
連結子会社の増加						2,215
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	14,791	99	371	15,262	5,210	10,052
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	14,791	99	371	15,262	5,210	99,682
平成19年9月30日残高(百万円)	31,121	177	46,583	77,527	56,603	602,189

(注) 平成19年5月の株式会社福岡銀行の取締役会における決議項目であります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益		24,759
減価償却費		3,088
減損損失		332
のれん償却額		1,498
持分法による投資損益(△)		△112
貸倒引当金の増加額		△6,019
退職給付引当金の増加額		△248
利息返還損失引当金の増加額		△5
睡眠預金払戻損失引当金の増加額		1,142
その他の偶発損失引当金の増加額		△41
資金運用収益		△88,481
資金調達費用		21,981
有価証券関係損益(△)		2,306
為替差損益(△)		1,085
固定資産処分損益(△)		367
特定取引資産の純増(△)減		2,661
特定取引負債の純増減(△)		△3,831
貸出金の純増(△)減		△52,408
預金の純増減(△)		△168,710
譲渡性預金の純増減(△)		140,213
借入金(劣後特約付借入金を除く) の純増減(△)		△100,373
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		△146,396
コールローン等の純増(△)減		2,593
コールマネー等の純増減(△)		94,354
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		△34,099
外国為替(資産)の純増(△)減		△1,459
外国為替(負債)の純増減(△)		6
資金運用による収入		88,007
資金調達による支出		△20,049
その他		△14,973
小計		△252,811
法人税等の支払額		△19,697
営業活動によるキャッシュ・フロー		△272,509

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		△419,999
有価証券の売却による収入		467,242
有価証券の償還による収入		173,233
有形固定資産の取得による支出		△4,238
有形固定資産の売却による収入		400
無形固定資産の取得による支出		△2,189
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		△115,126
投資活動によるキャッシュ・フロー		99,321
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入		60,000
劣後特約付借入金の返済による支出		△18,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出		△180
株式の発行による収入		49,598
配当金支払額		△3,203
少数株主への配当金支払額		△675
自己株式の取得による支出		△147
自己株式の売却による収入		9,094
財務活動によるキャッシュ・フロー		96,486
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△5
V 現金及び現金同等物の増加額		△76,708
VI 現金及び現金同等物の期首残高		164,537
VII 株式移転に伴う現金及び現金同等物の増加額		61,944
VIII 現金及び現金同等物の中間期末残高		149,773

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)						
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 29社 主要な会社名 株式会社 福岡銀行 株式会社 熊本ファミリー銀行 株式会社 親和銀行 株式会社親和銀行他9社につきましては、親和銀行株式取得により、平成19年9月28日から連結対象子会社としております。なお、当中間連結会計期間は、中間貸借対照表のみを連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>						
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 3社 前田証券株式会社 九州技術開発1号投資事業有限責任組合 成長企業応援投資事業有限責任組合</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>						
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>6月末日</td> <td>3社</td> </tr> <tr> <td>9月末日</td> <td>23社</td> </tr> <tr> <td>12月末日</td> <td>3社</td> </tr> </table> <p>(2) 12月末日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	6月末日	3社	9月末日	23社	12月末日	3社
6月末日	3社						
9月末日	23社						
12月末日	3社						

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、子銀行において、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>銀行業を営む連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、一部の子銀行においては、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物付属設備除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>また、のれんについては、20年間の均等償却、負ののれんについては、5年間の均等償却を行っております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)</p>
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>銀行業を営む連結子会社及び一部の主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、原則債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者等で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等、あるいは貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、株式会社熊本ファミリー銀行、株式会社親和銀行及び一部の主要な連結子会社における破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は105,640百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づく処理を行っております。</p>

	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理。</p>
	<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準 利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息等の返還請求に備えるため必要な額を計上しております。</p>
	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金に関して、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(11) その他の偶発損失引当金の計上基準 その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準 連結子会社の外貨建資産・負債については、中間連結決算日等の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(13) リース取引の処理方法 国内の連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)</p>
	<p>(14) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(15) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内の連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(16) 税効果会計に関する事項</p> <p>中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、株式会社福岡銀行の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
※1	有価証券には、関連会社の株式(及び出資金)3,398百万円を含んでおります。
※2	貸出金のうち、破綻先債権額は21,882百万円、延滞債権額は268,360百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※3	貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は110百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※4	貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は160,666百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※5	破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は451,020百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※6	貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、86,056百万円であります。なお、銀行業を営む連結子会社は、貸出債権の劣後受益権を44,540百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済の優先受益権を含めた元本総額130,597百万円に係る貸倒引当金を計上しております。 また、金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。
※7	手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は109,807百万円であります。

当中間連結会計期間末
(平成19年9月30日)

- ※8 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 599,297百万円 |
| その他資産 | 83百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 14,402百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 86,210百万円 |
| 借入金 | 30,000百万円 |
- 上記のほか、日銀共通担保及び為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金11百万円、有価証券406,128百万円及びその他資産663百万円を差し入れております。
- 関連会社の借入金等にかかる担保提供資産はありません。
- また、その他資産のうち保証金は4,181百万円であります。
- なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。
- ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,830,362百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが、2,677,447百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社福岡銀行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)を基準として時価を算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- | | |
|--|-----------|
| | 30,255百万円 |
|--|-----------|
- ※11 有形固定資産の減価償却累計額 106,404百万円
- ※12 有形固定資産の圧縮記帳額 19,271百万円
- (当中間連結会計期間圧縮記帳額 ー百万円)
- ※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金86,500百万円が含まれております。
- ※14 社債には、期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)104,500百万円が含まれております。

当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は50,260百万円であります。 16 連結子会社の株式会社福岡銀行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社広島銀行と共同賃借し、そのリース債務32百万円について相互に保証しております。

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)
※1 その他経常費用には、株式等償却6,152百万円、貸倒引当金繰入額5,246百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式		859,761		859,761	1
第一種優先株式		18,742		18,742	1
第二種優先株式		40,000	40,000		2
合計		918,503	40,000	878,503	
自己株式					
普通株式		20,476	17,019	3,456	3
第二種優先株式		40,000	40,000		4
合計		60,476	57,019	3,456	

- 1 増加株式数は、新株発行によるものであります。
- 2 増加株式数は、新株発行によるもの、減少株式数は、消却によるものであります。
- 3 増加株式数は、主として株式移転によるもの、減少株式数は、主として売却によるものであります。
- 4 増加株式数は、株式移転によるもの、減少株式数は、消却によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年 11月20日 取締役会	普通株式	3,868	利益剰余金	4.5	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日
	第一種優先株式	131	利益剰余金	7.0	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
平成19年9月30日現在	
現金預け金勘定	334,235百万円
有利息預け金	184,462百万円
現金及び現金同等物	149,773百万円

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)	
(借手側)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額	
取得価額相当額	
動産	15,303百万円
その他	百万円
合計	15,303百万円
減価償却累計額相当額	
動産	9,027百万円
その他	百万円
合計	9,027百万円
減損損失累計額相当額	
動産	18百万円
その他	百万円
合計	18百万円
中間連結会計期間末残高相当額	
動産	6,258百万円
その他	百万円
合計	6,258百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	
1年内	2,056百万円
1年超	4,415百万円
合計	6,472百万円
・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高	7百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	
支払リース料	1,011百万円
リース資産減損勘定の取崩額	2百万円
減価償却費相当額	931百万円
支払利息相当額	78百万円
減損損失	百万円
(注) 株式会社親和銀行およびその連結子会社に係るものを除く	
・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	
2. オペレーティング・リース取引	
・未経過リース料	
1年内	289百万円
1年超	603百万円
合計	892百万円

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」は、該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	3,009	2,996	△ 12
その他	3,000	2,983	△ 16
合計	6,009	5,980	△ 28

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	119,082	179,358	60,276
債券	1,680,477	1,671,848	△ 8,628
国債	1,056,069	1,047,588	△ 8,481
地方債	67,346	67,258	△ 87
社債	557,061	557,001	△ 60
その他	604,832	602,739	△ 2,092
合計	2,404,392	2,453,947	49,554

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、6,152百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。

市場価格のある株式

中間連結会計期間末日の時価が取得原価の30%以上下落した全銘柄

市場価格のない株式

実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成19年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
事業債	57,629
非上場株式	14,764
投資事業有限責任組合等	6,487

(金銭の信託関係)

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,598	3,598	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(その他有価証券評価差額金)

当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	49,554
その他有価証券	49,554
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	18,436
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	31,117
(△)少数株主持分相当額	△11
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△8
その他有価証券評価差額金	31,121

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	109,646	△115	△115
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	433,866	1,067	1,057
	金利オプション	—	—	—
	金利スワップション	54,850	25	465
	キャップ	77,791	△18	108
	フロア	9,268	0	0
	その他	—	—	—
	合計	—	960	1,515

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	786,625	1,601	1,566
	為替予約	54,251	176	176
	通貨オプション	30,777	0	16
	その他	—	—	—
	合計	—	1,778	1,760

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	300	△0	△0
	債券先物オプション	—	—	—
	合計	—	△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	5,000	△5	△5
	合計	—	△5	△5

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(7) 複合金融商品関連取引（平成19年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
市場取引以外の取引	複合金融商品(貸出金)	31,500	△2,068	△2,068
	合計	—	△2,068	△2,068

(注) 1 時価の算定方法

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

2 契約額等については、当該複合金融商品の購入金額を表示しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は、銀行業以外に保証業及び債権管理回収業等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日）

	金額（百万円）
I 国際業務経常収益	14,288
II 連結経常収益	123,386
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合（%）	11.58

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。
2. 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引並びに特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。）であります。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)

I 当社は平成19年4月2日に株式会社福岡銀行(以下福岡銀行)と株式会社熊本ファミリー銀行(以下熊本ファミリー銀行)の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、福岡銀行を取得企業、熊本ファミリー銀行を被取得企業とする企業結合に係る会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称および事業の内容

熊本ファミリー銀行 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることで、ステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。

また、両行は相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的に経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

(3) 企業結合日

平成19年4月2日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(以下FFG)

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年4月1日から平成19年9月30日

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

被取得企業の取得原価は、63,590百万円であり、被取得企業の株主に交付した株式の価額等であります。

4. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類別の移転比率

① 福岡銀行の普通株式1株に対し、FFGの普通株式1株

② 熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対し、FFGの普通株式0.217株

③ 熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式1株に対し、FFGの第一種優先株式1株

④ 熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式1株に対し、FFGの第二種優先株式1株

(2) 算定方法

株式移転比率の算定に際し、両行はみずほ証券株式会社を財務アドバイザーに任命しました。同社は市場株価基準法、DCF法及び時価純資産法による分析を行ったうえで、その結果を両行に提示しております。さらに福岡銀行は株式会社KPMG FASを、熊本ファミリー銀行はデロイトトーマツFAS株式会社を財務アドバイザーに任命し、各々株式移転比率の検証を依頼し、財務的見地から公正である旨の意見書を受領しております。

(3) 交付株式数及びその評価額

交付株式数	普通株式	755,916,290株
	第一種優先株式	18,742,000株
	第二種優先株式	40,000,000株

株式の評価は、普通株式については、当社株式は株式移転の合意公表日において存在しないため、企業結合の主要条件が合意されて公表された日前5日間の取得企業の平均株価830円をもって評価しております。また、優先株式については、時価がないことから発行額面価額をもって評価しております。ただし、福岡銀行が合意公表日以前に保有していた普通株式及び優先株式は、帳簿価額に基づき評価しております。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) のれん金額 60,534百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間の均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産合計	1,311,095百万円
うち貸出金	979,364百万円
うち有価証券	233,408百万円
うち貸倒引当金	△27,330百万円

(2) 負債の額

負債合計	1,283,007百万円
うち預金	1,176,954百万円

II 当社は株式会社親和銀行（以下親和銀行）株式の譲渡に係る平成19年8月29日付株式会社九州親和ホールディングス臨時株主総会における承認及び平成19年9月27日付関係当局からの認可取得により、当社による親和銀行の子会社化に係る全ての前提条件が充足されたため、平成19年9月28日親和銀行が行う第三者割当増資に関する株式引受契約に基づき、当該払込を完了いたしました。なお、これに伴い、親和銀行は当社の連結子会社となっております。

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称および事業の内容

親和銀行 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

将来にわたる親和銀行の事業継続性を維持・向上させることにより、親和銀行のお取引先の保護及び地域金融システムの安定を確保いたします。また、当社グループの力を結集し親和銀行の真の再生を実現し、地域金融機関としての地位を揺るぎないものとし、もって地域経済の活性化の実現を目指します。

(3) 企業結合日

平成19年9月28日

(4) 企業結合の法的形式

現金による株式の取得

(5) 取得した議決権比率

59.9%（平成19年10月1日の株式追加取得により以降100%）

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

—（平成19年9月30日をみなし取得日としております。）

3. 被取得企業の取得原価

被取得企業の取得原価は、176,372百万円（平成19年10月1日の株式追加取得分75,914百万円を含む。）であります。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) のれん金額 122,896百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間の均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産合計	2,185,777百万円
うち貸出金	1,451,166百万円
うち有価証券	568,080百万円
うち貸倒引当金	△170,688百万円

(2) 負債の額

負債合計	2,127,204百万円
うち預金	2,002,576百万円

(1株当たり情報)

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)
1株当たり純資産額	円	626.04
1株当たり中間純利益	円	16.58
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—

(注) 1 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益	百万円	12,709
普通株主に帰属しない金額	百万円	131
うち中間優先配当額	百万円	131
普通株式に係る中間純利益	百万円	12,578
普通株式の中間期中平均株式数	千株	758,413

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	602,189
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	66,105
うち新株予約権	百万円	—
うち少数株主持分	百万円	56,603
うち優先株式に係る当中間連結会計 期間末の純資産額	百万円	9,502
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	536,083
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数	千株	856,305

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当社の連結子会社である株式会社熊本ファミリー銀行（以下「熊本ファミリー銀行」という）において、平成17年12月2日に東京地方裁判所から破産手続きの開始決定を受けた木村建設株式会社の破産管財人弁護士が、同社に対する熊本ファミリー銀行の一連の処理に関し「行為の否認」1,355百万円、並びに「損害賠償」3,000百万円として総額4,355百万円を求める提訴を行い、平成19年3月29日に熊本ファミリー銀行に対し東京地方裁判所より「行為の否認」のうち1,305百万円の支払を命ずる判決が出されましたが、熊本ファミリー銀行は同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。

また、木村建設株式会社の破産管財人弁護士も「損害賠償」等3,049百万円を却下した同判決内容を不服として東京高等裁判所に控訴しております。

熊本ファミリー銀行としては、あくまで一連の耐震構造偽装問題に絡む社会的な問題であり、また熊本ファミリー銀行の対応については何等問題ないものと考えております。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
現金及び預金		81,624	
未収還付法人税等		6,999	
未収入金		168	
繰延税金資産		27	
その他		13	
流動資産合計		88,833	14.42
II 固定資産			
投資その他の資産		527,238	
関係会社株式		527,238	
固定資産合計		527,238	85.58
資産合計		616,071	100.00
(負債の部)			
I 流動負債			
短期借入金		120,000	
未払金		512	
未払費用		14	
未払法人税等		73	
未払消費税等		57	
その他		1	
流動負債合計		120,658	19.59
負債合計		120,658	19.59
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金		124,799	20.26
2 資本剰余金			
資本準備金		54,666	
その他資本剰余金		281,107	
資本剰余金合計		335,773	54.50
3 利益剰余金			
その他利益剰余金		34,948	
繰越利益剰余金		34,948	
利益剰余金合計		34,948	5.67
4 自己株式		△108	△0.02
株主資本合計		495,413	80.41
純資産合計		495,413	80.41
負債純資産合計		616,071	100.00

② 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成19年 4月 2日 至 平成19年 9月30日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)		百分比 (%)
I 営業収益				
関係会社受取配当金		34,998		
関係会社受入手数料		1,450	36,449	100.00
II 営業費用				
販売費及び一般管理費		1,220	1,220	3.35
営業利益			35,228	96.65
III 営業外収益				
受取利息		0		
雑収入		3	3	0.01
IV 営業外費用				
支払利息		14		
株式交付費		270		
雑損失		22	307	0.84
経常利益			34,924	95.82
税引前中間純利益			34,924	95.82
法人税、住民税及び事業税		4		
法人税等調整額		△ 27	△ 23	△ 0.06
中間純利益			34,948	95.88

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額				
新株の発行	124,799	54,666	296,492	351,158
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△2	△2
自己株式の消却			△15,381	△15,381
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	124,799	54,666	281,107	335,773
平成19年9月30日残高(百万円)	124,799	54,666	281,107	335,773

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益 剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
平成19年3月31日残高(百万円)	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額					
新株の発行				475,957	475,957
中間純利益	34,948	34,948		34,948	34,948
自己株式の取得			△15,511	△15,511	△15,511
自己株式の処分			21	19	19
自己株式の消却			15,381	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	34,948	34,948	△108	495,413	495,413
平成19年9月30日残高(百万円)	34,948	34,948	△108	495,413	495,413

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)	
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、関係会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。
2 繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
3 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式		150	24	126	1
第二種優先株式		40,000	40,000		2
合計		40,150	40,024	126	

1 増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2 第二種優先株式については、株式会社福岡銀行から取得し消却したものであります。

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは該当ありません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)

I 当社は平成19年4月2日に株式会社福岡銀行(以下福岡銀行)と株式会社熊本ファミリー銀行(以下熊本ファミリー銀行)の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、福岡銀行を取得企業、熊本ファミリー銀行を被取得企業とする企業結合に係る会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

詳細については中間連結財務諸表注記に記載しているため、注記を省略しております。

II 当社は株式会社親和銀行(以下親和銀行)株式の譲渡に係る平成19年8月29日付株式会社九州親和ホールディングス臨時株主総会における承認及び平成19年9月27日付関係当局からの認可取得により、当社による親和銀行の子会社化に係る全ての前提条件が充足されたため、平成19年9月28日親和銀行が行う第三者割当増資に関する株式引受契約に基づき、当該払込を完了いたしました。なお、これに伴い、親和銀行は当社の連結子会社となっております。

詳細については中間連結財務諸表注記に記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成19年4月2日 至 平成19年9月30日)	
当社は、平成19年10月1日に株式会社九州親和ホールディングスより株式会社親和銀行の株式を取得し、同行を完全子会社としております。なお、取得した優先株式については、同日付で普通株式への転換請求権を行使し、全て普通株式(112,191,473株)に転換しております。	
(1) 取得株式数	
普通株式	560,671,954株
優先株式	30,000,000株
(2) 取得価額	
	75,914,000,000円

(2) 【その他】

中間配当

平成19年11月20日開催の取締役会において、第1期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

①普通配当

中間配当金額	3,868百万円
1株当たりの中間配当額	4円50銭

②優先配当

中間配当金額	131百万円
1株当たりの中間配当額	7円00銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | |
|---------------------|--|---|
| (1) 有価証券届出書及びその添付書類 | 第三者割当増資 | 平成19年8月29日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券届出書の訂正届出書 | (1)の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成19年8月30日
平成19年9月5日
平成19年9月10日
及び平成19年9月19日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 有価証券届出書及びその添付書類 | 新株式発行並びに株式の売出し | 平成19年8月29日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 有価証券届出書の訂正届出書 | (3)の有価証券届出書の訂正届出書であります。 | 平成19年8月30日
平成19年9月5日
及び平成19年9月10日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(株式交換完全親会社となる株式交換)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年4月4日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 臨時報告書の訂正報告書 | 平成19年4月4日提出の臨時報告書(株式交換完全親会社となる株式交換)に係る訂正報告書であります。 | 平成19年4月23日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年8月10日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 臨時報告書 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年9月28日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅 春 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村田 賢 治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ふくおかフィナンシャルグループの平成19年4月2日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月2日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月2日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月18日

株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 喜多村 教 證 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅 春 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村田 賢 治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ふくおかフィナンシャルグループの平成19年4月2日から平成20年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間（平成19年4月2日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月2日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

（追記情報）

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年10月1日に株式会社九州親和ホールディングスより株式会社親和銀行の株式を取得し、同行を完全子会社としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。